

公立大学法人長岡造形大学における研究費不正使用防止対策に係る
取引業者からの誓約書徴収に関する取扱要領

(目的)

第1条 この要項は、公立大学法人長岡造形大学研究費管理規程第1条及び公立大学法人長岡造形大学公的研究費管理規程第1条の目的を達成するため、公立大学法人長岡造形大学（以下「本法人」という。）が取引業者から徴収する研究費不正使用防止対策に係る誓約書の取扱いについて定めるものとする。

(誓約書に記載する事項)

第2条 誓約書に記載する事項は、以下の各号に掲げるものとする。

- (1) 本法人の規則等を遵守し、不正に関与しないこと
- (2) 本法人が実施する内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること
- (3) 本法人が実施する内部監査、その他調査等において不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと
- (4) 本法人の構成員から不正な行為の依頼等があった場合には通報すること

(取引業者の選定)

第3条 誓約書の提出を依頼する取引業者は、直近の事業年度において、本法人との研究費の取引実績が3回以上かつ30万円以上であった者とする。ただし、以下の各号に掲げる者を除くものとする。

- (1) 国、地方公共団体、独立行政法人等の公的機関及び学校法人
- (2) 国際組織、外国企業等
- (3) 電気、ガス、水道、通信、郵便、運送等の事業者
- (4) 弁護士、公認会計士、特許・税理士事務所等
- (5) 営利目的としての相手方ではない個人
- (6) 大学施設全体の工事請負又は維持管理業務受託者等
- (7) 通信販売事業者（納品を運送会社等が行う事業者）
- (8) 前各号に掲げるもののほか、提出を依頼しない特別な事情があると認められる者

(誓約書の未提出者の取扱い)

第4条 取引業者に誓約書の提出を依頼したにもかかわらず提出しない取引業者に対しては、可能な限り提出を求め、督促は行わないものとする。

- 2 本法人は、取引業者が誓約書を提出しないことをもって、当該取引業者に対して取引停止等の取扱いを行わないものとする。

(委任)

第5条 この要領に定めるもののほか、誓約書徴取に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年11月1日から施行する。